

3 「河崎の柵擬定地」は「河崎柵」であるのか

「河崎の柵擬定地」はその名の通り前九年合戦に登場する「河崎柵」の擬定地である。今回の調査で得られた知見から、当遺跡が河崎柵であるのか見解を示す必要があろう。

発掘調査でみつかった11世紀の遺構、遺物

平成15・16年度の調査では幅約4.5m、深さ約1.7mの堀が長さ約65mにわたってみつかっている（C区SD101）。この堀はまだ調査区外である北側にまだ続いている。堀の埋め土からは11世紀に属する中国産白磁碗の破片が出土し、堀の年代は11世紀に属する可能性が高い。この堀と平行に走る別な堀（既報告、RG01）がすでに平成12年度の調査でみつかっている。幅は約4m、深さは約1mでC区SD101よりやや小規模である。

これらの堀の用途を考えてみる。堀が造られた位置は、高地（通称陣張山）と北上川に夾まれて平地が狭くなる地点で、平地の狭隘部の入口を塞ぐ形に堀が造られている。安倍氏の本拠地である鳥海柵や厨川柵を攻めるには北上川に沿って北上していく必要がある。よってこの平地の狭隘部は必ず侵入軍が通る地点とすることができます。その地点を遮断する形に堀が2条掘られているのである。この堀の造られた目的は敵軍の進撃を遮断する交通遮断施設と判断される。

11世紀に属する遺物は前述の白磁碗片とかわらけがある。しかしながらこの出土遺物量は多いものではない。河崎の柵擬定地の発掘調査面積は20,000m²以上に及ぶが、11世紀のかわらけは全部で約100片しか出土していない。この量は鳥海柵のかわらけの出土量に比べると非常に少ない量である。

「河崎の柵擬定地」の性格

河崎の柵擬定地の調査では11世紀の堀跡が検出され、かわらけも出土している。しかしながら11世紀に属する建物跡は存在せず、上述のように遺物の量は非常に少ない。このように河崎の柵擬定地では日常的な生活が営まれた気配が非常に希薄なのである。このことから、安倍氏の時代に河崎の柵擬定地は日常的に生活を営んだ場所ではなく、合戦に際して、敵の進撃を阻止するために築かれた交通遮断施設と位置付けるのが妥当と考えられる。このように安倍氏の「柵」の中には「交通遮断施設」としての機能を持ったものがあることが指摘できるのである。これまでの安倍氏の「柵」は日常的な居館、地域支配の拠点といった解釈が主流であった。もちろんそのような機能をもった「柵」も存在すると思われるが、新たに「交通遮断施設」の視点から「柵」の研究を進めれば明らかになってくることが多いのではないか。

「河崎の柵擬定地」は「河崎柵」か

河崎の柵擬定地は交通遮断施設の機能をもった安倍氏時代の施設である可能性が高いと考えられるが、ここではその根拠となる事象を列挙したいと思う。

①地元の伝承

古くからこの場所が「河崎柵」跡という伝承が地元にはあり、周辺の地名を河崎柵と結びつけた地名起源伝承が存在している。また明治以降、多くの研究者がここを河崎柵擬定地の第一候補にあげている。

②地名が「川崎」であること、

3 「河崎の柵擬定地」は「河崎柵」であるのか

遺跡が位置する場所は川崎村門崎字川崎である。村名の川崎は昭和31年の合併以降につけられたものであるが、字名の「川崎」は寛永検地帳にも登場している。

③11世紀中頃のかわらけが出土していること

11世紀中頃のかわらけの全国的に見ても出土事例は非常に少なく、岩手県内では5箇所あまりでしか見つかっていない。その事例の少ない遺物が出土していることは無視できない。

④ 二重の掘跡がみつかっていること

「交通遮断施設」として有効な位置から堀がみつかっている。この堀の年代は出土遺物、検出面から解釈して11世紀のもので矛盾ないものである。擬定地から軍事的、防御的色彩の強い遺構がみつかっているのである。交通遮断施設は城郭史、合戦史の観点からみても、11世紀に存在する施設として妥当なものである。

⑤ 陸奥話記の記述との位置関係

陸奥話記には「河崎柵をもって營となし黄海に防ぎ戦う」と記されている。これは「川崎柵」と「黄海」が距離的に近い位置関係にあることを示している。河崎の擬定地から北上川沿いに下流約8kmには黄海（藤沢町黄海）という地名があり、陸奥話記の記述と矛盾なく解釈できる位置関係である。

以上の点から「河崎の柵擬定地」が陸奥話記に登場する「河崎柵」である可能性は非常に高いと示すことができる。

（羽柴）